

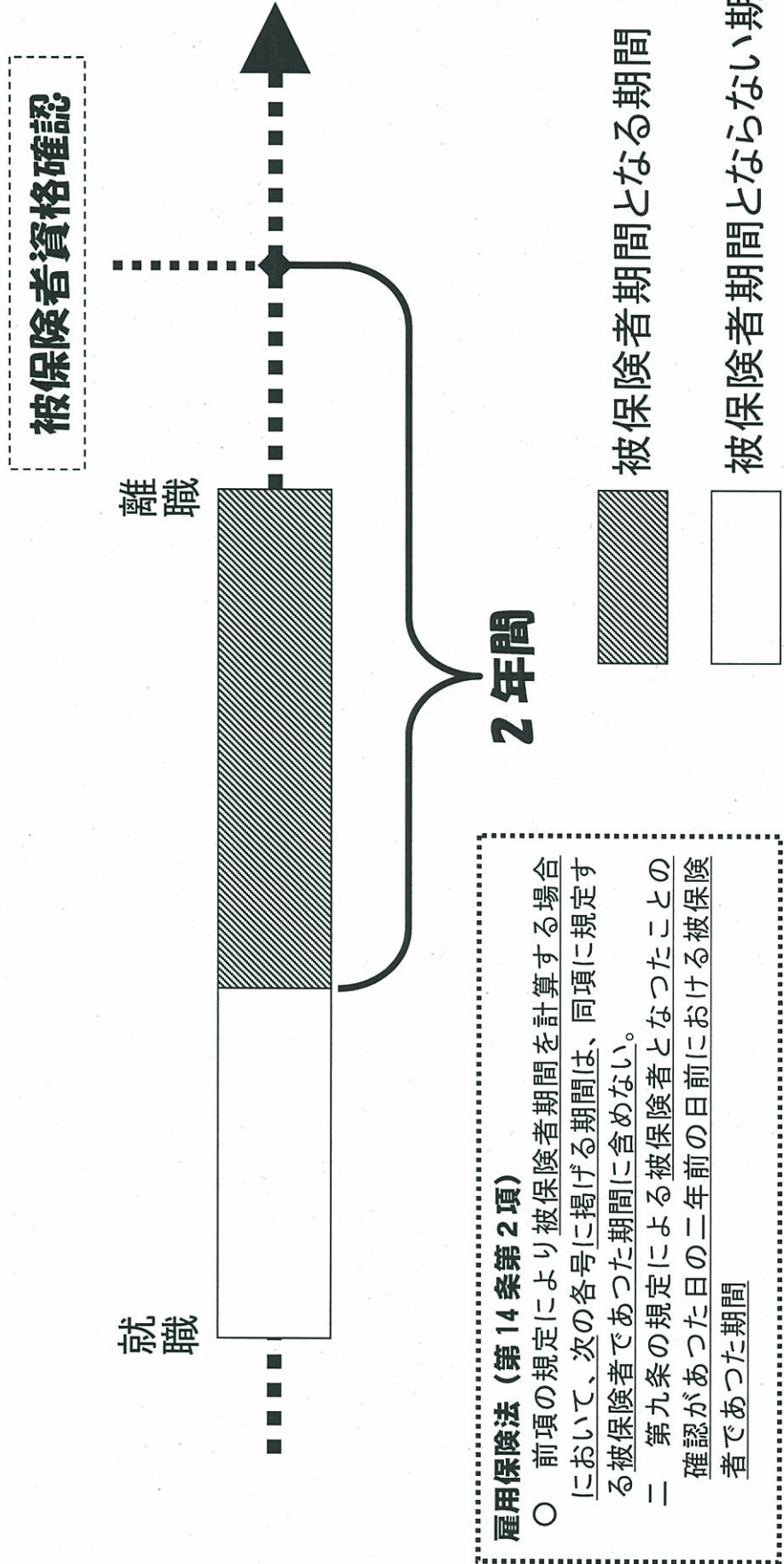
資料

No. 5

遡及適用關係資料

遡及適用について

- 遡及適用の際、被保険者期間の計算に当たっては、被保険者資格の確認を行った日から2年前までの期間が被保険者期間の計算の対象となります。



雇用保険の遡及適用について

- 事業主は、雇用する労働者が適用要件を満たす場合には、当該被保険者について、雇用保険被保険者となったことを届け出なければならないこととなっている（雇用保険法第7条）。
- 労働者は、いつでも、自ら被保険者であったことの確認を公共職業安定所に請求することができることとなっている（雇用保険法第8条）。
- 上記により、公共職業安定所において当該労働者が雇用保険の被保険者であったことを確認した場合には、当該労働者は、確認のあった日から2年前まで遡及して雇用保険の被保険者となることができる（雇用保険法第9条、第14条）。
- 労働保険料を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第41条）。

雇用保険の手続きはきちんとなされていますか？
～被保険者記録に誤りがないことを確認するために～

事業主の皆様へ

雇い入れている労働者の方々の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」（*）と「雇用保険被保険者証」は、**本人（労働者）にお渡ししていますか？**

（*）平成15年5月以降の雇入れに限る。

- 雇用保険制度では、雇い入れた労働者が被保険者となる場合、**事業主は必ず「雇用保険被保険者資格取得届」**を被保険者となった日の属する月の翌月10日までにハローワークに提出しなければなりません。
- その方が被保険者となったことについて確認がなされた場合、ハローワークからその方の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用・事業主通知用）」と「雇用保険被保険者証」が交付されます。
- このうち、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」と「雇用保険被保険者証」は、ハローワークから一般的には事業主を通じて労働者の方に対して交付されるものですが、これらの交付は雇用保険の加入手続きがなされたことを本人（労働者）が確実に把握できるようにするためのものです。
- **事業主の皆様におかれては、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」と「雇用保険被保険者証」を本人（労働者）に確実にお渡しいただくようお願いいたします。**
- なお、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」は、事業主が雇い入れた労働者の雇用保険の加入の有無を確認するための書類ですので、**大切に保管してください。**（*事業主には、被保険者に関する雇用保険関連書類について、その方の資格喪失から4年間保管する義務があります。）

< Q & A >

Q 1 「雇用保険被保険者証」は、今後の雇用保険の手続きで必要になるため、事業主が保管すべきではないのでしょうか？

A 1 「雇用保険被保険者証」は労働者に対してハローワークから交付するものであり、事業主が保管すべきものではありません。

なお、従来は雇い入れた労働者が資格取得時の氏名を変更する場合など事業主がハローワークへの手続きを行う都度、「雇用保険被保険者証」を添付することとされていましたが、現在は添付の必要はありません。

Q 2 雇い入れている労働者について、雇用保険の被保険者として加入手続きが行われているかなどを事業主が確認するためには、どうすればよいのでしょうか？

A 2 ハローワークでは、事業所ごとの被保険者の数等の確認を行うことができるよう、「事業所別被保険者台帳（写）」を事業主の請求に基づき交付しています。

(注) 詳しくは、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せください。

外国人（特別永住者を除く。）を雇用した場合、その氏名、在留資格等をハローワークに届け出すことが必要です。（平成19年10月1日から）

※ なお、この届出は雇用保険被保険者資格取得届に必要事項を記載して行うことができます。

雇用保険の手続きはきちんとなされていますか？
～被保険者記録に誤りがないことを確認するために～

被保険者の皆様へ

ご自身の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」（*）と「雇用保険被保険者証」は**お持ちですか？**

（*）平成15年5月以降の雇入れに限る。

- 雇用保険制度では、事業主に雇われた労働者が被保険者となる場合、**事業主は必ず「雇用保険被保険者資格取得届」**を被保険者となった日の属する月の翌月10日までにハローワークに提出しなければなりません。
- その方が被保険者となったことについて確認がなされた場合、ハローワークからその方の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用・事業主通知用）」と「雇用保険被保険者証」が交付されます。
- このうち、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」と「雇用保険被保険者証」は、ハローワークから一般的には事業主を通じて労働者の方に対して交付されるものですが、これらの交付は雇用保険の加入手続きがなされたことを本人（労働者）が確実に把握できるようにするためのものです。
- お手元にはない場合には、事業主にこれらの書類の有無の照会を行うか、またはハローワークにおいて雇用保険の加入手続きが適正になされているかどうかの照会を労働者本人が行うこともできますので、お近くのハローワークにお問い合わせください。

< Q & A >

Q 1 ハローワークでの雇用保険加入の確認照会には、どのような手続きが必要となりますか？

A 1 ハローワークで配布する「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票」に必要事項を記入し、本人もしくは代理人の来所または郵送（その場合、不着事故防止のためできるだけ簡易書留で）のいずれかの方法により、原則としてその確認照会に係る事業所の所在地または照会者の住居所を管轄するハローワークに提出してください。

また、その際には、御本人であることの確認を行うための運転免許証や写真付き住民基本台帳カード等の提示またはその写しの提出をお願いします。

照会結果は「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」によってお知らせします。

なお、電話による照会はトラブルのもとになるおそれがありますので応じられません。

Q 2 事業主から交付された「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」や「雇用保険被保険者証」の記載事項と現在の事実が異なる場合には、どうすればよいのでしょうか？

A 2 結婚により氏名が変更になったにもかかわらず、そのままになっている等、本来必要な手続きが行われていない場合は、事業主に対し速やかに所定の手続きを依頼してください。

また、何らかの理由で「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」や「雇用保険被保険者証」の記載事項が間違っている場合には、ハローワークにおいて適切な訂正を行うことが可能ですので、速やかに事業主にその旨を申し出てください。

(注) 詳しくは、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せください。